

知恵 知って生活の知恵

暮らしのアドバイス No.112

ファイナンシャル
プランナー 仲西 康至 (音江町在住)



自分が万が一亡くなった後、親族間で相続をめぐるトラブルは、決してあの世からでも見たくは無いでしょう。しかし、この「争続」は、決して珍しいことではありません。

そこで、相続をめぐるトラブルの芽を摘む手段として、公文書（公正証書）で遺言を残す方法があります。遺言を公正証書にする最大のメリットは、法律の専門家である公証人により作成されることで、遺言内容に対する証明力が高まるからです。ちなみに、公正証書を作成する公正役場は、全国に約300箇所以上あり、住居地のある公証役場を利用する必要もなく、全国どこでも自由に利用することができます。

高齢になると「自筆は苦手」という人もいますが、公正証書の遺言

高齢者にとって 公正証書遺言は安心?



ならば、公証人が作成したものを確認するだけです。このことから、公正証書による遺言書の作成は、高齢者にとってはお勧めといえるでしょう。

さらに、大抵の場合、弁護士に相続相談をすると、一定の相談料が発生しますが、公証人ならば無料相談も少なくありません。

一方で、公正証書遺言を作成する際に注意することにはどのようなものがあるのか。公正証書遺言作成時の手数料は、遺言の目的となる財産の価額で決まります。例えば、目的の価額が100万円以下ならば手数料は5,000円です。1億円以下なら43,000円と定められています。

また、作成時には証人を2人求められますが、プライバシーを友人に知られることを嫌って、有料の証人の紹介を受けるケースも増えています。その場合、有料の証人の委託代金は2人で12,000円～程度です。このことから、公正証書遺言は比較的

に低コストで準備ができるといえるでしょう。

また、遺言は遺言者の心情に「変化」が付きまとうため、数年経てば不都合が生じる場合もあります。公正証書遺言においても内容の修正は可能ですが、手間がかかることも覚えておく必要があります。